家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後				改正前			
別表第一（第九条、第四十条関係） 検査の方法				別表第一（第九条、第四十条関係） 検査の方法			
区分	方法	要領	判定	区分	方法	要領	判定
ヨーネ病	1　予備的抗体検出法又は予備的遺伝子検出法（以下「スクリーニング法」という。）による検査 　牛についての検査の場合に実施することができる。ただし、検査の反応が陽性である場合には、2又は5の検査を行うものとする。 2・3　（略） 4　補体結合反応検査 　次の場合に実施する。 一　ヨーネ病にかかっているおそれがあると認められためん羊又は山羊についての検査の場合 二　（略） 三　その他めん羊又は山羊についての検査として必要と認める場合 5　（略）	1・2　（略） 2の2　スクリーニング法（ヨーネ病診断用リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応キット（サイバーグリーンを用いるものに限る。）による検査の場合 一　ヨーネ菌核酸抽出試薬を用いて、検体の糞便から糞便抽出ＤＮＡ液を作製すること。 二　リアルタイムＰＣＲ反応液（ＤＮＡポリメラーゼ、サイバーグリーン、プライマー、ウラシル－Ｎ－グリコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水を含むものをいう。以下この号において同じ。）〇・〇四五ミリリットルに一で作製した糞便抽出ＤＮＡ液〇・〇五ミリリットルを混合したもの（以下この項において「検体調整液」という。）及びリアルタイムＰＣＲ反応液〇・〇四五ミリリットルに指示陽性ＤＮＡ液（あらかじめヨーネ菌のＤＮＡ濃度が明らかであるＤＮＡ液を十倍段階希	1　次のいずれかに該当するものは、ヨーネ病の患畜とする。 一～三　（略） （削る。）	ヨーネ病	1　予備的抗体検出法（以下「スクリーニング法」という。）による検査 　牛についての検査の場合に実施することができる。ただし、検査の反応が陽性である場合には、2、3、4又は5の検査を行うものとする。 2・3　（略） 4　補体結合反応検査 　次の場合に実施する。 一　ヨーニン検査の結果ヨーネ病にかかっているおそれがあると認められためん羊又は山羊についての検査の場合 二　（略） 三　その他必要と認める場合 5　（略）	1・2　（略） （新設）	1　次のいずれかに該当するものは、ヨーネ病の患畜とする。 一～三　（略） 四　ヨーニンの反応で腫脹の差が二ミリメートル以上であり、補体結合反応法による抗体価が十倍希釈血清以上であるもの 五　ヨーネ病の疑似患畜であるめん羊又は山羊について、九十日後のヨーニン検査及び補体結合反応検査による再検査において四又は2のいずれかになつたもの 六　ヨーネ病の疑似患畜であるめん羊又は山羊について、初回検査後二週間隔で三回以上補体結合反応検査を行